

空き店舗等を利用した 創業のための補助金



須坂市では空き店舗等の活用によるにぎわいの創出、地域の活性化のため、創業者を応援しています(わざわざ店等開設支援事業)

※「指定地区*」:須坂市須坂伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)内 と「その他地域*」:指定地区を除く地域 で
補助額・補助率が異なります

▼ 補助金の交付は下記 1. 2. 3 のいずれかになります ▼

1. 店舗準備への補助金

店舗開設のための工事費を補助します

お店の工事費の1/5以内 (指定地区*:100万円限度/その他地域*:80万円限度)

- 新築の場合は主に内装工事費が対象となります
- 設備や什器類の購入など対象とならない経費があります

特例:申請者が須坂市在住で工事費の1/2以上を市内業者に発注する場合1/4以内(指定地区*:150万円限度/その他の地域:100万円限度)

2. 店舗家賃への補助金

家賃を1年間補助します

店舗部分の家賃の

指定地区* 2/3以内(60万円限度/年間) その他地域* 1/2以内(48万円限度/年間)

- 創業開始から1年以内の店舗が対象です

3. 営業中店舗への補助金

お客様が使う設備の改修費を補助します

キッズスペース設置、バリアフリー化、トイレの洋式化など

改修費の1/4以内 (指定地区*:100万円限度、その他地域*:80万円限度)

- 5年以上営業している店舗が対象です

▼ ご注意 : 以下については補助金の対象になりません

- ・市役所発行の「補助金交付決定通知書」を受け取る前に着工した(事前着工)
- ・風俗営業(スナック・雀荘・ゲームセンターなど)にあたる業種
- ・大規模小売店舗内にある店舗
- ・より賑わい創出につながる店舗への補助を優先するため、不特定多数の一般客向けの店舗ではない場合(学習塾や理・美容業、医療業、会員制・予約制営業、事務用途など)
- ・須坂市内の業者に工事等を発注しない場合
- ・年間250日以上営業しない場合
- ・フランチャイズ等のチェーン店を開業する場合
- ・市内で店舗を移転する場合
- ・申請者が市の税金などを滞納している場合
- ・過去に補助金の交付を受けた場合 など

補助金予算枠の都合により、ご希望の工期に添えない場合がありますので、お早めにご相談ください

補助金交付に関する内容(店舗名など)は公表する場合があります

この他にも条件があります。詳しくはお問合せください

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

☎ 026-248-9005 ✉ syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

※このチラシは条例等の語句を易しい語句へ表記変更している部分があります、あらかじめご了承ください

詳しい案内はこちら



▶▶ 裏面に『手続きの流れ』を記載していますのでご確認ください ▶▶

【手続きの流れ】

